

令和7年2月12日

件名 盛土規制法の運用開始について

---

市は4月1日から、市内全域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始します。

これまでも、本市では、土砂条例により、面積500㎡、高さ1m等を規制対象として、不適切な残土の埋め立てや不法な盛土を規制してきましたが、

- ・面積に関係なく、高さ2m超となる盛土や切土で高さが2m超の崖を生じるものなどを規制対象とします。

- ・法に違反した場合は、最大で3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金や最大で3億円の罰金とする法人重科を措置するなど罰則規定を強化します。

など、今後は新たに施行された盛土規制法により、危険な盛土等の規制をより一層強化していきます。

なお、令和7年4月1日以降に、一定規模以上の盛土等を行う場合には、工事着手前に盛土規制法の許可が必要となり、4月1日時点で工事中の盛土やストックヤード等についても、届出が必要な場合があります。

規制区域や規制内容など詳しくは、添付資料をご確認ください。

また、2月21日（金）に、市総合保健センターにて関係者を対象とした盛土規制法の運用に係る説明会を開催いたしますので、取材・報道をよろしくお願い申し上げます。

---

【本件に関する問い合わせ】

建設部開発指導課

電話:027-321-1356

# 盛土規制法の運用開始について

宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が新たに定められました。高崎市では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年4月1日に指定し、運用を開始します。

令和7年4月1日以降、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出が必要となりますので、手続きに漏れがないようご注意ください。

## 規制区域



### ■ 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が崩壊した際に人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します

### ■ 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が崩壊した際に人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します



※詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5356.html>

## 許可申請から工事完了までの流れ

### ① 許可申請前

- ・土地の所有者等全員の同意
- ・周辺住民への事前周知

### ② 許可申請・許可

- ・許可基準への適合
- ・市長の許可

### ③ 工事着手

- ・現場での標識掲出
- ・中間検査
- ・定期報告

### ④ 工事完了

- ・完了検査

※無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象になります。

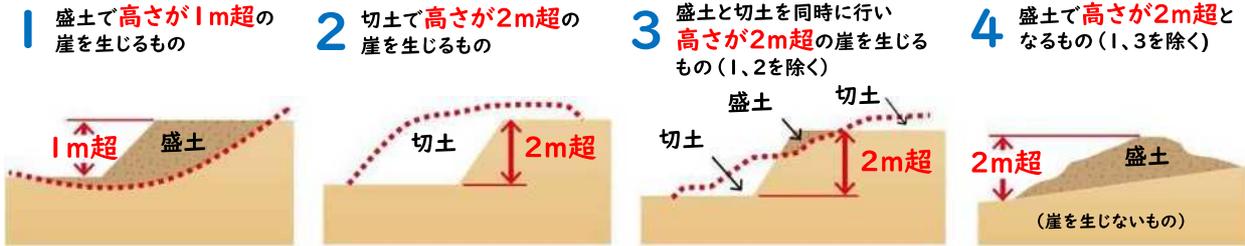
（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対しては最大3億円以下）

※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、③以降が適用されます。

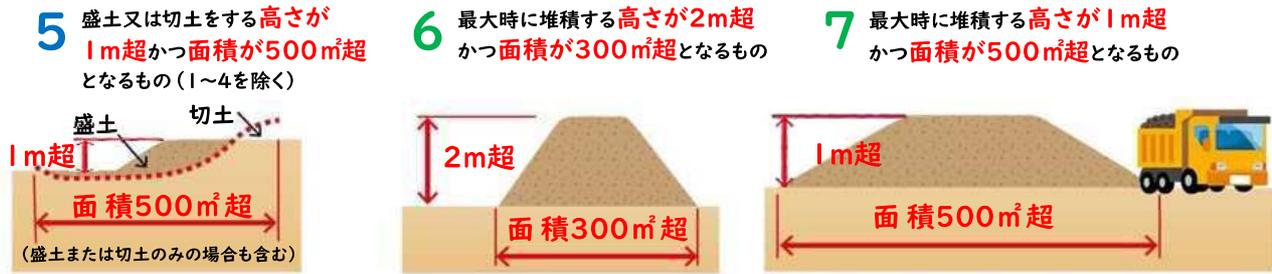
（みなし許可）

## 規制対象となる盛土等の規模

### 〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉



### 〈一時的な土石の堆積〉



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

## 区域指定日(令和7年4月1日)をまたぐ工事の対応

旧法に基づく宅造規制区域	宅造許可又は開発許可の取得状況	区域指定時の工事着手状況	適用	必要手続
内	なし	済	—	届出 <sup>※1</sup>
	区域指定時に宅造許可又は開発許可あり	未/済	旧法	—
	区域指定時に宅造許可申請中で許可前	未	新法	許可申請
	区域指定後に開発許可取得	未	新法 <sup>※2</sup>	—
外	なし	済	—	届出 <sup>※1</sup>
	区域指定時に開発許可あり	未	新法	許可申請
		済	—	届出 <sup>※1</sup>
	区域指定後に開発許可取得	未	新法 <sup>※2</sup>	—

※1 区域指定日(令和7年4月1日)から21日以内に、当該工事についての届出が必要です。

※2 盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となります。

### 相談窓口

高崎市 建設部 開発指導課  
 開発指導担当  
 〒370-8501 高崎市高松町35番地1  
 TEL: 027-321-1356



高崎市 盛土規制法

